

## 計画段階環境配慮書についての意見書

令和7年1月28日

(宛先)大阪府知事

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第13条第5項の規定により、計画段階環境配慮書についての意見書を提出します。

配慮書の名称 (仮称)阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書

氏名 日本野鳥の会大阪支部 支部長 納家 仁 (なや ひとし)  
大阪市天王寺区清水谷 6-16 NEXT21 電話 06-6766-0500 (火・金 13時~16時)

※環境の保全の見地からの意見及びその理由

P133 4.3.3 動物 (1)調査の結果

P138 表 4.3-5(1)既存資料による動物の重要な種及びその確認地域(鳥類) について

●配慮書の中で、動物の調査結果のうち鳥類に関するものは、大津川河口や岸和田貯木場の鳥類の生息状況を反映したもとなっていない。収集した既存資料の文献が乏しく、最も基本的な文献である「大阪府鳥類目録 2016」(日本野鳥の会大阪支部発行)が含まれていません。大津川河口での重要な種の確認数がわずか 15 種、貯木場に至ってはウミアイサただ 1 種となっていて、貯木場についてはガンカモ類調査の結果しか反映されていません。

※日本野鳥の会大阪支部が把握している同地と周辺での鳥類リストは別添 1 のとおりです

●貯木場については、93 種の野鳥を確認、そのうち 32 種が重要な種(国又は大阪府レッドリスト掲載種)となっています。特にウミアイサについては、府内でまとまった数が越冬する場所は他になく、大変重要な越冬地となっています。また、例年ダイゼンが少数越冬していますが、これは大阪湾岸で唯一の越冬地となっています。近年減少が著しいハマシギが 100 羽以上越冬していることも特筆すべき点です。

●大津川については、過去 40 年の調査データの蓄積もあり、種類数は 149 種と多くなっています(別添表の参考 1)。そのうち 65 種が重要な種(国又は大阪府レッドリスト掲載種)となっています。大津川河口の干潟に渡来するシギ・チドリ類は減少が著しく、かつてはハマシギが普通に越冬していましたが、近年はほとんど観察できない状況となっています。ハマシギとともに多数見られたシロチドリも同様の状況で、観察機会が非常に少なくなり、個体数も大きく減少しています。

●大津川河口と貯木場とは、距離が近いことから水鳥などの往来が普通にあります。大津川河口が満潮となり干潟や中洲が海水の下となれば、シギやチドリ類、カモ類は貯木場などに移動することが多く、又、干潮で大津川河口に干潟や中洲が干出すれば、餌採りにシギやチドリ類、カモ類などが飛来し、水浴びをするためにカモ類が貯木場などから集まってきます。猛禽類のミサゴは、河口で捕まえた魚を貯木場に運び、貯木場に並ぶコンクリートの杭の上で、食べるというものが多く、冬期には 10 羽以上が見られます。このように、鳥類への影響を考える場合、貯木場と大津川河口の環境を相互に利用している鳥が多くいることを考慮する必要があります。

●貯木場の海面に多くの材木が貯木されていたころには、夏期には、1 万羽を超すウミネコの大群が普通に観察できました。広くて安全な休息地として貯木場を利用する水鳥が多くいました。現在は岸和田側にわずかに筏が残されていますが、そこが水鳥の休息地や採餌場所として今も機能しています。

●泉大津沖埋立処分場周辺(=汐見ふ頭)については、既存資料による情報が無い確認地域とされていますが、「大阪府鳥類目録 2016」(日本野鳥の会大阪支部発行)や本会の会誌「むくどり通信」の鳥信(野鳥の記録)の記載などから、別添表の参考 2 のとおり、144 種類もの鳥類が記録されています。特に埋立て途上の干潟状の湿地には、冬期には 100 羽を超すツクシガモが飛来越冬し、ハマシギも 1000 羽以上が越冬していました。

P158 4.3.8 環境要素ごとの評価結果 表 4.3-15(1) 評価の結果 について

●恣意的ともとれる既存資料調査により、「B 案(木材港地区貯木場内)が動物に与える影響が A 案及び C 案による影響に比べて相対的に小さいものと考えられる。」という評価の結果は科学的な根拠に乏しく、不相当であると言わざるを得ません。生態系への影響についても、同様です。

事業全体に関する意見

●浅海部の埋立てによる消失は生態系に大きな影響を与えることとなります。瀬戸内海環境保全特別措置法では、公有水面の埋立てにあたっては、瀬戸内海の特異性につき十分配慮することとされており、大阪湾奥部(=特定海域)は水質汚濁が進んでおり、海水の滞留度が高い地域では留意事項に適合しない埋立てはできるだけ避けることとされています。貯木場の役割が終えたので、産業用地の造成のために特定海域の公有水面を埋めてしまうというのは、法の趣旨からいっても許されるものではないと考えます。

●貯木場としての用途が終えたのであれば、貯木場を造成する前の環境、すなわち大津川河口から忠岡、岸和田に続く浜辺や干潟を復元すべきであると考えます。

●大阪湾岸では自然の干潟が過去の埋立てにより、ほぼ失われ、湾岸部の生物多様性が大きく損なわれてきました。そういった中で埋立て途上の湿地が、シギやチドリ類の重要な渡来地として機能してきました。大阪湾岸部の埋立地で水鳥の渡来地として利用されてきた主なものをおおよその年代順に列挙すると、南港埋立地、泉大津助松ふ頭=泉北 6 区、堺第 7-3 区、堺 2 区=新日鉄、舞洲、夢洲、汐見フェニックス、大阪沖フェニックス(新島)となります。その他には貝塚沖や岸和田沖の埋立地などがあげられます。泉大津沖埋立処分場は 2020 年には埋立て事業が完了し、水鳥の渡来地は完全に失われてしまいました。また、大阪湾岸で最大の水鳥飛来地であった夢洲が 2025 年大阪・関西万博の開催に伴う整備により、水鳥の渡来環境はほぼ失われてしまいました。

●大阪湾岸のポテンシャル

大阪湾岸は、水鳥の重要な飛来コースである「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ」のコース上にあり、干潟や湿地環境さえ整えば多くのシギやチドリなどの渡り鳥が飛来することが期待されます。

●当該事業候補地の貯木場については、浚渫土で埋めながら、潮の干満があるような状態を作り出せば良好な干潟が形成され、水鳥をはじめ多くの生き物を育む環境が創出されることは間違いありません。

●2022 年 12 月に開催された COP15 で「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。2030 年までに劣化した生態系の 30%で効果的な再生を行うこと、2030 年までに海と陸のそれぞれ 30%を保全する「30by30 目標」が掲げられています。また、2030 年までに生物多様性の劣化を止め回復させる、いわゆるネイチャーポジティブ(自然再興)達成のため、緊急の行動をとるという目標が掲げられました。

●私たちは、岸和田貯木場は、大阪湾岸部の環境の復元に大きく資する場所であると考えています。ネイチャーポジティブの候補地として、大阪湾岸で湿地再生を行う際に鳥類にとって最も重要な場所になるポテンシャルの高い場所であるということから、産業用地を目的とした公有水面の埋立事業には到底同意できるものではありません。

●「大阪湾岸に生物多様性豊かな干潟や湿地をとり戻すための共同宣言」について

私たちは、公益社団法人大阪自然環境保全協会や公益財団法人日本野鳥の会、公益財団法人日本自然保護協会、認定 NPO 法人 バードリサーチ、公益財団法人 世界自然保護基金(WWF)ジャパンと共に、2025 年 1 月 15 日に「大阪湾岸に生物多様性豊かな干潟や湿地をとり戻すための共同宣言」を発表しました。陸域と海域をつなぐ沿岸部で、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるというネイチャーポジティブの実現のために、あらゆる機会に、ネイチャーポジティブの理念を広げ、行政・企業・NGO・民間団体などの組織や市民とともに、連携・協力の場を広げ、知恵を出し合って、大阪湾岸に生物多様性豊かな干潟や湿地をとり戻していくことを宣言するという趣旨のものです(全文は別添参照)。本宣言文については 2025 年 1 月 15 日付けで、大阪府知事、大阪市長の他、府内湾岸部市町の長、兵庫県知事、兵庫県内の湾岸部の市長(淡路島除く)、環境省近畿地方事務所長、国土交通省近畿地方整備局長宛てに送付済です。